

多可町高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

【概要版】



令和3年3月
多可町

1 計画策定の背景及び趣旨

多可町では、高齢化率は年々増加傾向にあり、令和2年には36.5%となりました。今後、高齢者人口は緩やかに減少していくことが見込まれていますが、総人口・現役世代人口が急速に減少する中、2025年（令和7年）には高齢化率が39.7%、2040年（令和22年）には50.1%に達すると見込まれています。

団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、「地域包括ケアシステム」*を更に深化・推進し、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえた高齢者福祉施策と介護保険事業を推進するため、「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

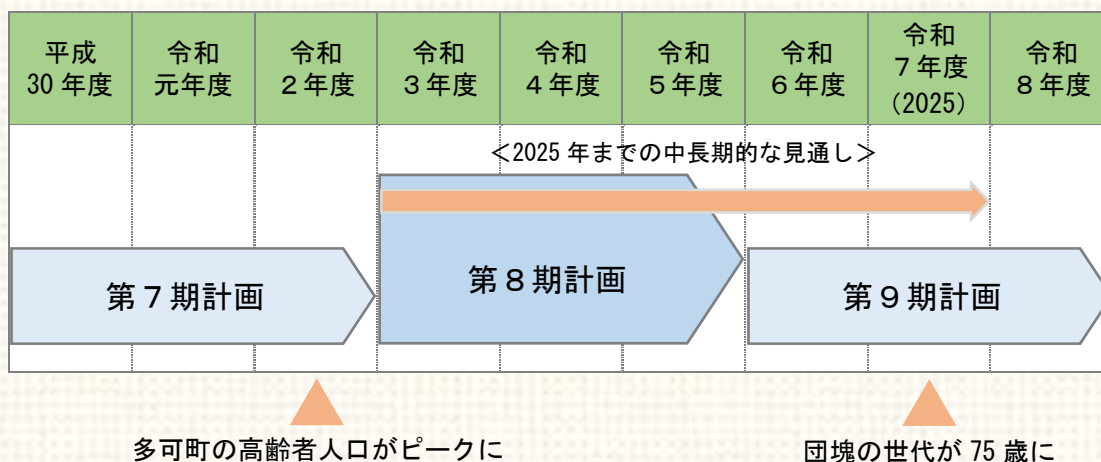
*地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保に留まらず、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体のものとして策定するものです。

3 計画期間

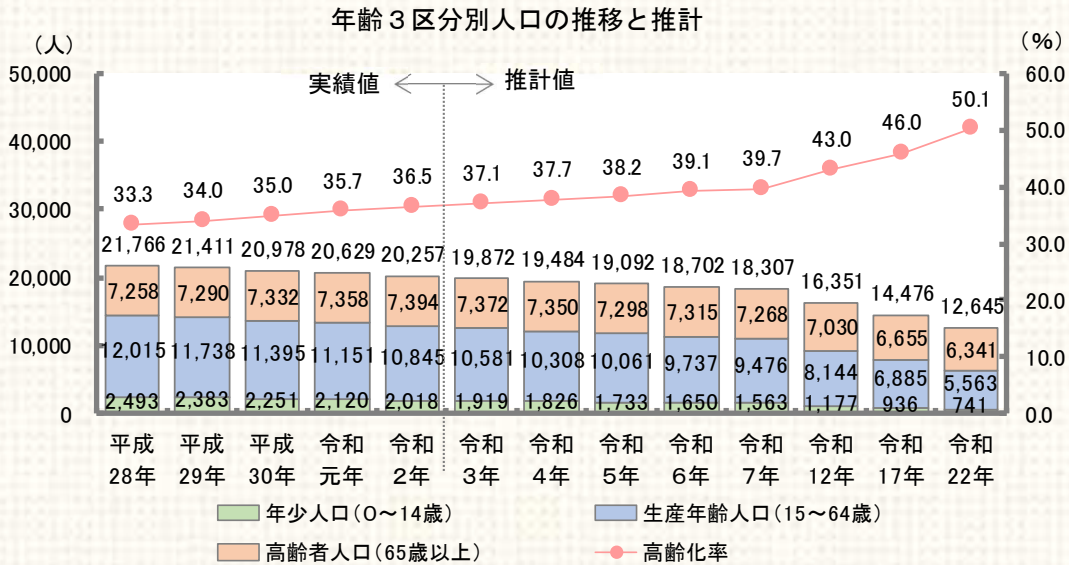
本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。策定にあたっては、介護保険制度の動向を踏まえるとともに、令和7年度（2025年度）における町の地域包括ケアシステムの姿を念頭に置きます。



4 高齢者を取り巻く現状と将来推計

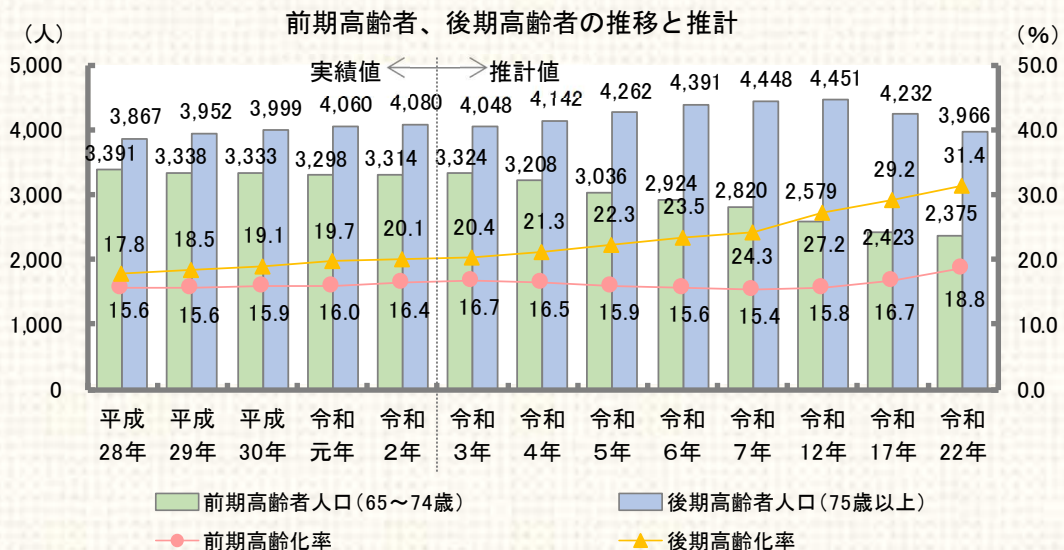
(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、年々減少しており、令和2年に20,257人となっています。一方で高齢者人口、高齢化率は緩やかに増加しています。また、令和22年(2040年)以降は高齢者人口が生産年齢人口を上回ることが見込まれています。



(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移

本町の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者(65~74歳)は減少傾向となっており、令和2年で3,314人となっています。一方で後期高齢者(75歳以上)は年々増加し、令和2年で4,080人となっており、後期高齢化率は令和22年(2040年)まで一貫して増加傾向となる見込みです。

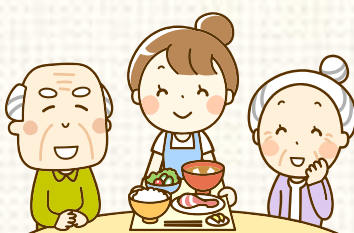
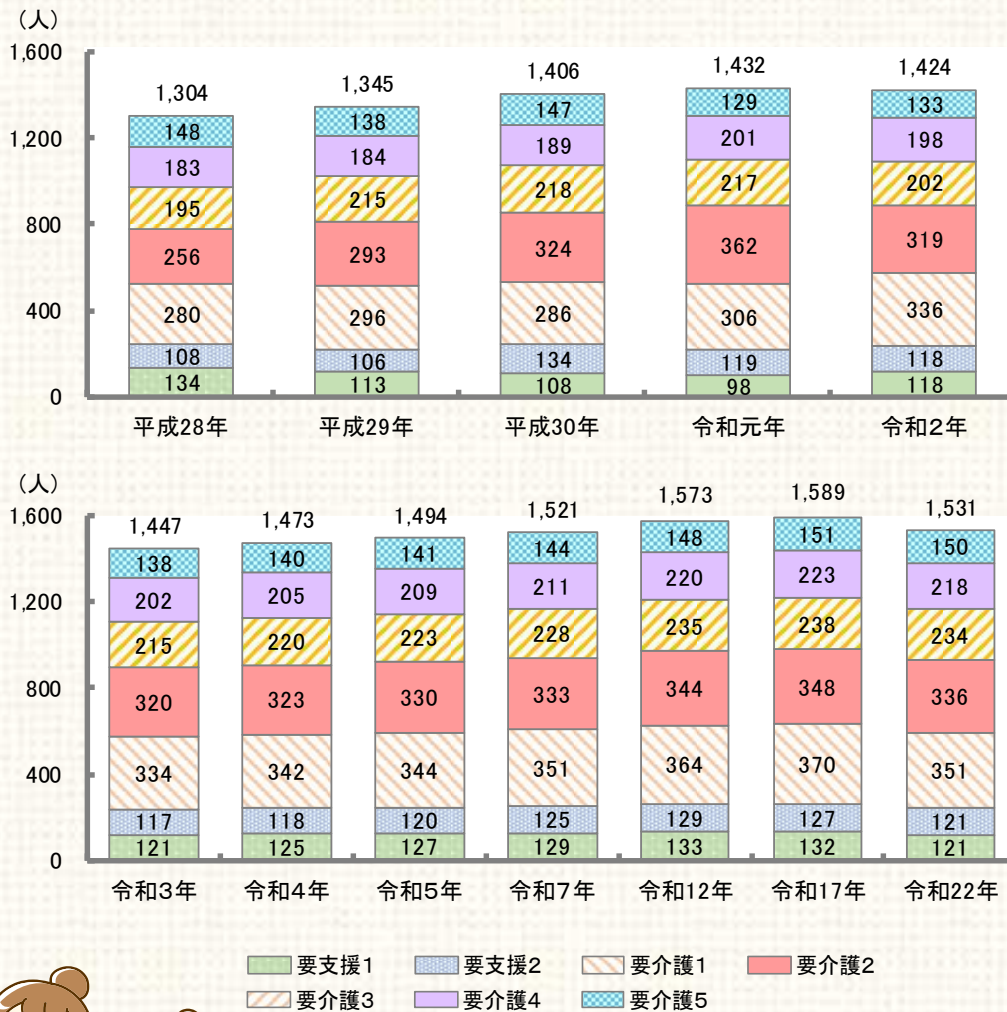


(3) 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は年々増加していましたが、令和2年に減少に転じました。要介護2～4の方が死亡等により減少したことが、その主な理由となっています。令和2年には、1,424人となっており、平成28年の1,304人から120人増加しています。介護度別でみると、要介護1が336人で最も多く要支援・要介護認定者の23.6%を占めています。

要支援・要介護認定者の将来推計をみると、令和5年には1,494人、令和7年（2025年）には1,521人、令和22年（2040年）には1,531人となることが見込まれています。なお、令和22年（2040年）までで要支援・要介護認定者数が最も多くなるのは令和17年で、1,589人となる見込みです。

要支援・要介護認定者の推移と推計



資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

5 計画の基本理念

「第2次総合計画（天 たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可 ～人がたからのまち きらり輝くまち～）」において掲げた「『敬老の日発祥のまち』として、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活を送ることができるまちをつくります。高齢者を地域ぐるみで支え合うまちをつくります。」という考え方にに基づき、「みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保できるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。

みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち

6 計画の基本方針

計画の基本理念に基づき、次の4つを基本方針として、取り組めます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

在宅医療と介護が円滑に提供される仕組みの構築や地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の充実等により、多職種の関係者による自立支援や重度化防止に向けたネットワークづくりを推進します。

(2) 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

早期からの生活習慣病予防や健康づくりを推進するとともに、地域での集いの場を充実させ、多様な地域資源による生活支援サービスの提供体制を構築していきます。

(3) 認知症施策と権利擁護の推進

認知症施策推進大綱に基づき、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援を推進するとともに、高齢者を守るための権利擁護施策を推進します。

(4) 持続可能な介護保険運営に向けた施策の推進

介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図るとともに、人材の確保及び業務の効率化等に取り組めます。

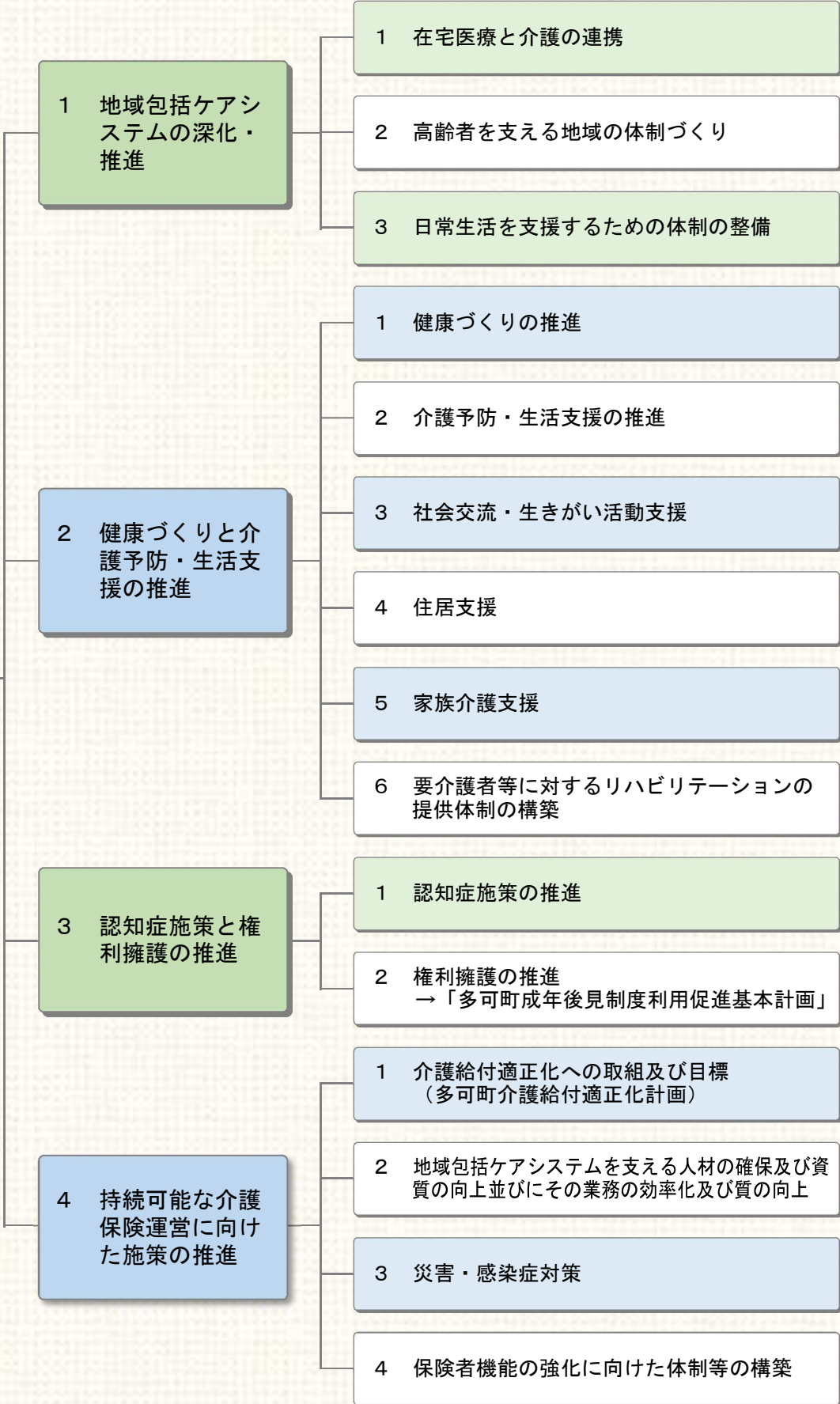
7 計画の施策体系

[基本理念]

[基本方針]

[施策の方向性]

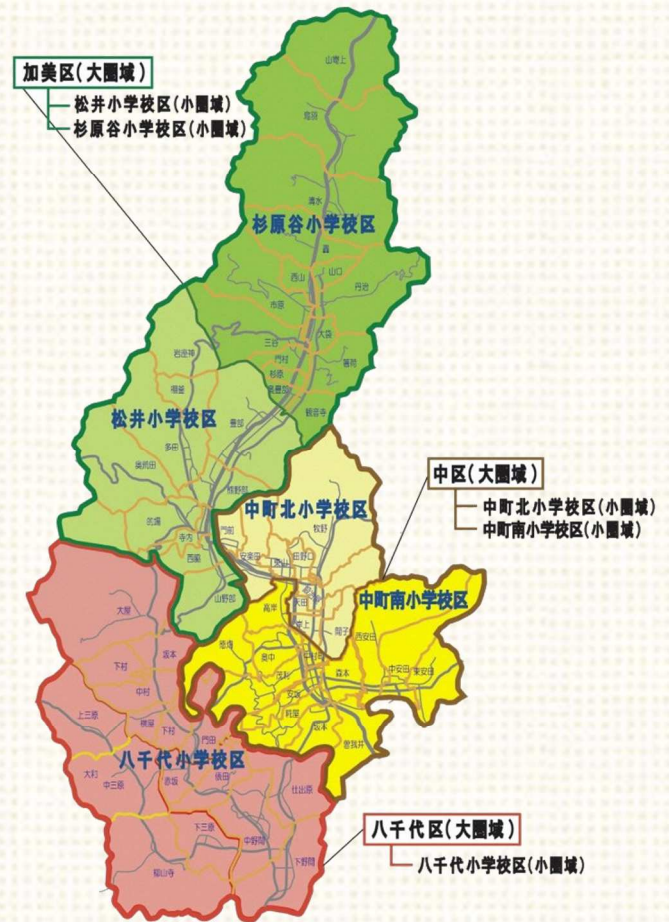
みんなで支え合い、安心して健やかに暮らせるまち



8 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、本町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等から、「中区」、「加美区」、「八千代区」の3圏域を大圏域として設定します。

また、地域資源の開発やネットワーク構築等を目的とした生活支援体制の整備を推進するため、大圏域を小学校区ごとに分け、「中町北小学校区」、「中町南小学校区」、「杉原谷小学校区」、「松井小学校区」、「八千代小学校区」の5圏域を小圏域として設定します。



日常生活圏域（小圏域）別の人口、高齢化率等

	町全体	中町北 小学校区	中町南 小学校区	杉原谷 小学校区	松井 小学校区	八千代 小学校区
総人口（人）	20,445	3,503	5,946	2,762	3,225	5,009
65歳以上人口（人）	7,394	1,214	2,090	1,070	1,181	1,839
高齢化率（%）	36.2	34.7	35.1	38.7	36.6	36.7
75歳以上人口（人）	4,079	664	1,169	579	631	1,036
75歳以上の割合（%）	20.0	19.0	19.7	21.0	19.6	20.7
要介護認定者（人）	1,400	234	375	211	230	350
認定率（%）	18.9	19.3	17.9	19.7	19.5	19.0

※要介護認定者は第1号被保険者で要支援を含む。住所地特例者等は除く。
資料：住民基本台帳等（令和2年4月1日時点）

9 介護保険料

第8期計画における所得段階別の第1号被保険者の保険料は、以下のとおりとなります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金の受給者または世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円以下の人	×0.30	1,920円	23,000円 (100円未満切捨)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円を超え120万円以下の人	×0.50	3,200円	38,400円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が120万円超の人	×0.70	4,480円	53,700円 (100円未満切捨)
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額＋公的年金等収入金額が80万円以下の人	×0.90	5,760円	69,100円 (100円未満切捨)
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階以外の人	×1.00	6,400円	76,800円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	7,680円	92,100円 (100円未満切捨)
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.30	8,320円	99,800円 (100円未満切捨)
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.50	9,600円	115,200円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	×1.70	10,880円	130,500円 (100円未満切捨)
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	×1.90	12,160円	145,900円 (100円未満切捨)

※算出した保険料額に100円未満の端数金額が生じる場合は切り捨てになります。

※第1段階から第3段階までの割合は、「公費による保険料軽減の強化」による軽減後の保険料率を記載しています。
(軽減前：第1段階0.50、第2段階・第3段階0.75)

多可町 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 概要版

令和3年3月

編集・発行：多可町役場 福祉課

〒679-1192 多可郡多可町中区中村町123番地

TEL：0795-32-5120 FAX：0795-30-2526